

ドライバーの健康管理がメインテーマ

改善基準告示

大幅に見直

働き方改革関連法による時間外労働の罰則付き上限規制（一般則）が4月にスタートした。トラックドライバーについては、5年間の猶予が設けられ、2024年4月1日から「休日を含まず年間960時間」の上限規制が適用される。これとは別に、現行の改善基準告示の拘束時間（労働時間と休憩時間の合計）は年間3516時間と規定され、時間外労働の上限が年間960時間となった場合、同告示では216時間長くなるダブルスタンダード問題が浮上している。厚労省は、現行の改善基準告示を見直すため、行政や学識経験者らを交えた検討会（仮称）を今秋、立ち上げることが本紙の取材で分かった。「令和の時代にあふさわしい内容」に向けて全項目で議論し、大幅な改定を行う見込みだ。同省労働基準局の担当官は「ドライバーの健康管理がメインテーマになる」と強調。現在は規定のない「睡眠時間」規定が新たに加わる可能性も示唆している。

（土居忠幸）

検討会、今秋立ち上げ

「睡眠時間」規定の可能性も

ダブルスタンダード問題は昨年、国会で取り上げられ、当時の加藤勝信厚労大臣が「（改善基準告示の）拘束時間を年間3516時間から3300時間に見直す」と明言。見直しにあたり「早朝・深夜の勤務、交代制勤務、宿泊を伴う勤務など多様な勤務実態や危険物の配送など業務の特性を十分に踏まえ（以下略）」などと衆議院で付帯決議した。

改善基準告示は1989年2月に施行後、数回の改正を経て、現行基準は97年4月から適用されている。この間、社会状況は大きく変化し、「働き方改革」のニーズにそぐわない部分もあるとの指



「新たな視点」を採り入れるという

摘も多い。

「改革」の考え方を柱に、「拘束時間」「休

①

息期間」「運転時間」告を行っており、個

「時間外や休日労働」人差はあるものの、

など、すべての項目人に必要な睡眠時

で「新たな視点」を間（脳波計測による

採り入れて「抜本的純粋な睡眠時間）は

に改正」する。「6時間以上8時間

担当官は、その「未満」と説明。睡眠

つとして「20年前には考慮されることは

なかった睡眠時間」場合、居眠り運転や

を挙げた。同省では自損事故、追突事故

「健康づくりのため頻度が高くなるこ

の睡眠指針」を策定とから事業者に注意

するなど、睡眠につを呼び掛けてきた。

改善基準告示の

「休息期間」は、「疲

②

論せざるを得ない」という。

改正では、拘束時間の削減が求められており、「連続運転時間4時間」についても「集中力が4時間続くのかどうか」なども議論の対象になるとい

労働時間管理、さらに厳しく

過去の改正では、しい労働時間管理が

運転できる時間がと

らんどん短縮され、遠

距離トラックが事実

上、運行不能となる

ケースも続出した。

今回は、さらに大規模な改正となり、現

場には、今以上に厳

③